

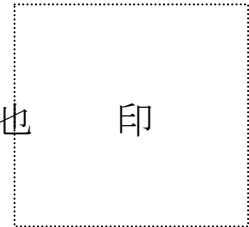
(案)

閣 郵 委 第 ※ 号
平成 2 6 年 ※ 月 ※ 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也 印



奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法
の一部を改正する法律の施行に伴う日本郵便株式会社法第 6 条第
1 項の規定に基づく省令案について（意見）

平成 2 6 年 3 月 2 8 日付け総情企第 2 4 号をもって意見を求められた事案につ
いて、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

日本郵便株式会社法第 6 条第 1 項の規定に基づく総務省令については、当委員
会に示された内容のとおり改正することが適当である。